資料２

諮問第 211 号の答申
ガス事業生産動態統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第 211 号によるガス事業生産動態統計調査の変更（令和９年４月調査分以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

１　本調査計画の変更

（１）承認の適否

令和８年９月 16 日付け 20260915 資第 13 号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「ガス事業生産動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

（２）理由等

○　報告を求める事項の変更

次世代エネルギーである合成メタン、バイオガス及び水素について、既存の「その他」欄において記載されていたところ、これらの実態を確実に把握するため、回答欄を個別に設けるものであり、報告者に新たな負担を課すものではないこと、また、エネルギー政策の基礎資料等を得ることに資するものであることから、適当であると結論する。

以下において、ア　変更内容、イ　調査実施者による変更の理由等の説明、ウ　当該結論に至った理由の順に説明する。

ア　本申請では、令和９年４月調査分以降に実施する本調査において、これまで調査票様式の「その他」に含んでいた、合成メタン、バイオガス及び水素の受入量等の実態を確実に把握するため、**図１**のとおり、回答欄を個別に設ける計画である。

図１　調査事項の追加について

● **調査票様式１－１**

Ⅰ 原料

			液化天然ガス（トン）	天然ガス（立方メートル）	液化合成メタン（トン）	合成メタン（立方メートル）	液化バイオガス（トン）	バイオガス（立方メートル）	液化水素（トン）	水素（立方メートル）	液化石油ガス（トン）	その他（種別：　）（単位：　）
受入	海外	購入量										
	国内	購入量										
自家生産量												
消費	ガス化用											
	加熱用											
	その他用											
販売	ガス事業者向け											
	その他											
月末在庫												

追加

Ⅱ　ガス生産量及び購入量内訳　　（単位：1，000メガジュール）

	生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入
気化後液化天然ガス			
天　然　ガ　ス			
気化後液化合成メタン			
合　成　メ　タ　ン			
気化後液化バイオガス			
バ　イ　オ　ガ　ス			
気化後液化水素			
水　　素			
気化後液化石油ガス			
その他石油系ガス			
そ　の　他　ガ　ス			

追加

● 調査票様式１－２

Ⅷ　原料

			液化天然ガス	液化合成メタン	液化バイオガス	液化水素	液化石油ガス	その他（種別：　）
受入	海外	金額						
	国内	金額						

追加

イ　この変更の背景としては、エネルギー政策基本法（平成 14 年法律第 71 号）に基づき策定された「第７次エネルギー基本計画」（令和７年２月 18 日閣議決定）において、次世代エネルギーの幅広い分野での活用の推進が掲げられたことが挙げられる。これを踏まえ、経済産業省は、次世代エネルギーの安定供給に向けた方針等のエネルギー政策を検討する上で、これらの実態を的確に把握することが必要であるとしている。

ウ　今回の変更は、行政上のニーズを踏まえた対応であり、また、既存の「その他」欄において記載されていた合成メタン、バイオガス及び水素について回答欄を個別に設けるもので、報告者に新たな負担を課すものではないことから、適当である。

なお、審議の過程においては、次の意見が示された。

①　報告者が回答するに当たって実績のない項目を「０」（ゼロ）としても空欄にしたままでも良いとすると、当該回答の内容として、実績ゼロの回答と無回答との区別がつかなくなるおそれがあるため、そのような内容を区別できるよう、報告者に対し、調査票の記入要領等において記入方法について明確に説明がなされるべきである。

②　本件変更に係る個別の回答欄について、実績を報告した事業者数が少ない場合、秘密保護の観点から公表できない事項が生じるといった事態が起こり得るため、報告された実績が漏れることなく統計として公表されるよう、表章上適切な対応を検討すべきである。

２　統計委員会諮問第 94 号の答申（平成 28 年 11 月 18 日付け統計委第９号）における「今後の課題」への対応状況

今後の課題への対応状況については、業界団体への確認結果、利活用ニーズ等を基に対応が行われたと認められることから、適当と結論する。

以下において、ア　今後の課題の内容、イ　調査実施者による課題への対応状況等、ウ　本委員会の結論の順に説明する。

ア　本委員会は、前回答申において、以下の課題を示している。

> 調定数等を都道府県別に把握することについては、今後のガス小売全面自由化の進展状況を踏まえ、報告者負担や利用者ニーズにも留意しつつ、例えば、年１回の調査事項として追加する等、その把握可能性について、引き続き検討することが必要である。

イ　これについて、経済産業省は、業界団体を通じて確認を行ったところ、各事業者とも使用場所の住所などのデータは保持しているが、原料やガス生産量・購入量について都道府県別にデータを把握するという想定がないため、報告者負担を考えると、調査事項として追加することは難しいとしている。

また、審議の過程において、新規参入の判断材料として都道府県別の集計を求めるニーズも考えにくいことが確認された。

ウ　これについては、経済産業省において検討を行った結果、報告者においては、都道府県別に管理しておらず、実際、そのように管理するとなると報告者において大きな負担が生じる一方、現在、都道府県別表章について多くのニーズが見込まれないことが確認できたこと、本調査の報告者が生産（供給）側である事業者であることに照らしてみても都道府県別の表章は必ずしも求められているものではないとも考えられることから、前回答申の「今後の課題」への対応については、適当と判断する。

以上